

事業主の皆様へ

高年齢者等の再就職を 支援していますか？

再就職支援アドバイザーが
お手伝いをさせていただきます。

知識


経験

意欲

スキル



厚生労働省委託事業
地域団塊世代雇用支援事業

 三重県経営者協会

高齢者等の再就職を支援されていますか？

高齢者等の再就職を進めるために

高齢者等（45歳以上65歳未満）が早い時期に再就職を果たすためには、高齢者等の能力や適性などについて、十分に把握している事業主が在職中から支援を行うことが有効かつ重要です。

特に、離職予定の高齢者等が求職活動を行うために、キャリアの整理をするにあたっては、事業主が持つ高齢者等の職務経歴等の情報を活用することが効果的です。

ポイント① 求職活動支援書の作成について

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢者雇用安定法）により、**事業主は、「事業主都合の解雇等※」又は、「継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定めた場合において、その基準に該当しなかったこと」により、離職することが予定されている高齢者等（以下「高齢離職予定者」といいます。）が希望するときは、在職中のなるべく早い時期から高齢者等が主体的に求職活動を行えるよう、自主的に職務経歴書を作成するための参考となる情報（高齢離職予定者等の職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項）等を記載した書面（求職活動支援書）を作成し、交付しなければならないこととされています。**

※「解雇等」とは「事業主都合による解雇や事業主の勧奨等による任意退職などに該当するもの」を指します。

※高齢離職予定者が希望したにも拘わらず、事業主が求職活動支援書の作成・交付を実施しなかったときは、公共職業安定所長による、指導・助言及び勧告を行うことがあります。

ポイント② 再就職援助措置の実施

求職活動支援書を作成した事業主は、求職活動支援書の内容に基づき、離職予定者に対する再就職援助措置を実施してください。なお、事業主は、再就職援助の措置を実施するときは、再就職の援助に関する業務を担当する「再就職援助担当者」を選任し、労働組合などの意見を聴いて、その業務を行うことが必要です。

再就職援助措置の具体例

- ① 再就職に資する教育訓練、カウンセリング等の実施、受講等のあっせん
- ② 求職活動のための休暇の付与（再就職のための会社訪問、教育訓練の受講、資格試験の受験等）
- ③ 在職中の求職活動に対する経済的支援の実施（上記休暇についての賃金支給、教育訓練等の実費相当額の支給等）
- ④ 民間の再就職支援会社への委託
- ⑤ 求人の開拓、求人情報の収集・提供、関連企業等への再就職のあっせん

定年退職者や継続雇用期間満了者に対する再就職援助の措置について

65歳までの雇用確保措置未導入の事業主については平成25年3月31日（65歳までの雇用が確保される前日）までの間は当該高齢者等に対する再就職援助措置の努力義務がありますので、解雇等により離職する者と同様に、上記措置を実施するようお願いします。

また、上記の者が再就職活動を行うことが明らかであり、かつ、求職活動支援書の作成を希望している場合は、事業主の方は書面の自主的な作成・交付も併せてお願いします。

求職活動支援書作成の流れ

● 高年齢離職予定者の発生

- ① 事業主都合による解雇や事業主の勧奨等による任意退職などに該当される高年齢者等の方
- ② 継続雇用制度の対象となる高年齢者の「基準」を定めた場合において、その「基準」に該当しなかったことにより退職される方



● 労働組合からの意見聴取

求職活動支援書を作成する前に、高年齢離職予定者に共通して講じようとする再就職の援助等に関する措置の内容について、労働組合等（労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、ない場合には労働者の過半数を代表する者）などの意見を聴いてください。



● 求職活動支援書作成対象者の把握

高年齢離職予定者が決定したときは、事業主は速やかに求職活動支援書の作成・交付に対する希望の有無を把握してください。



● 離職予定者本人から具体的な意見の聴取

事業主は、求職活動支援書の作成にあたり、あらかじめ、高年齢離職予定者本人の再就職及び在職中の求職活動に関する希望を十分に聴いてください。



● 離職予定者本人に対する求職活動支援書の作成

求職活動支援書を作成した場合は速やかに高年齢離職予定者に交付しましょう。

次のページでは求職活動支援書について説明します。▶▶

求職活動支援書とは？

【様式例・記載例】

求職活動支援書

①

雇用保険被保険者番号	1401-999999-1	生年月日	作成日	平成20年7月1日				
氏名	三重 太郎	年齢	60	性別	男	昭和23年5月1日	離職予定日	平成20年9月30日

②

希望する職種・条件等	<p>(希望職種) 工場管理（生産ラインの管理業務）を希望</p> <p>(希望条件) 年収：400万円（賞与含む）</p> <p>(その他特に希望すること)</p>
------------	---

③

職務の経歴・業績等	<p>平成16年10月～平成20年9月 松阪工場生産課 課長（工場長） （主な業務・実績・達成事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業全体に対し、安全教育を徹底するとともに、技能向上を推進したことにより、技能検定試験において、新たに特級取得者2人、1級取得者6人を輩出 ライン管理や従業員の研修を積極的に実施したことにより、災害件数ゼロ件を達成 <p>平成14年 4月～平成16年9月 松阪工場生産課 課長代理（副工場長） （主な業務・実績・達成事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社の家電製品（エアコン）製造ライン監督者として、工数や生産進捗管理に従事 ラインの効率化を実践したことにより、製造効率の20%アップを実現 <p>平成元年 4月～平成14年3月 津本社 営業部所属 （主な業務・実績・達成事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社の家電製品の（エアコン）販売主任として、販売数を30%増加させ、新規顧客数を23%増加に貢献する <p>昭和54年～平成元年3月 ○○製作機械(株) 津本社製作課に配属 （主な業務・実績・達成事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> △△社向けの空調システムの設計、試作、製作、手配、納入に従事 <p>(※会社概要) ○○製作機械(株) （事業内容） 製造業（主に家電機器組立）（資本金）6千万円 （従業員数）260人 （事業所数）津本社及び2工場（松阪、鈴鹿） （最終年収）700万円（総支給額）</p>
-----------	--

④

⑤

⑥

資格、免許、受講した講習	<p>(資格・免許・受講した講習等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通自動車免許(第一種) 電気機器組み立て技能士(特級) 電子機器組み立て技能士(特級) 電子回路接続技能士(第一種) 講習「監督者訓練」の受講(平成14年)
--------------	--

(※)本求職活動支援書は、本人から聴取した事項及び事業主が知り得た事項を記載したものであり、その内容を証明する書類ではありません。

- ・求職活動支援書とは、在職中のなるべく早い時期から高年齢者等が主体的に求職活動が行えるよう、自主的に職務経歴書を作成するために参考となる情報を記載した書面です。
- ・職務の経歴については資格や免許だけではなく、業績や専門的な技術を扱えることなども内容に含めるよう、心がけてください。また、「受講した講習」や「取り扱う事ができる機器・パソコンソフト」等についても記載しましょう。

7

氏名	三重 太郎			
本 事 業 主 の 希 望 等 再 就 職 援 助 措 置	措置の具体的内容及び実施期間			
	①職務経歴書の書き方等を内容とした再就職準備講習会受講斡旋及び受講のための休暇に対する賃金の支給 (平成20年7月14日～18日まで5日間)			
	②パソコン講習会(1日2時間の計5日間)受講斡旋及び受講のための休暇に対する賃金の支給 (平成20年8月4日～8日までの5日間)			
	③上記①、②の受講期間も含めて最大30日間の休暇付与 (平成20年7月14日～8月25日までの30日間)			
	④上記①、②の受講費用の負担			
作 成 事 業 所	名 称	〇〇製作機械(株)		
	代表者役職・氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇		
	所 在 地	三重県津市丸之内〇〇町△-△		
	雇用保険適用事業所番号	2403-123456-1		
再就職援助担当者	所属部署	総務課	電話番号	059-234-××××
(求職者の方へ)				
ハローワークで求職相談を行う場合に、この支援書を活用するときは、希望する職種・条件等の欄に記入の上、受付に提示してください。				

具体的に記載すべき事項

- ① 高年齢離職予定者の氏名、年齢及び性別
- ② 高年齢離職予定者が離職することとなる日(離職することとなる日が決定していない場合には離職することとなる時期)
- ③ 高年齢離職予定者の職務の経歴(従事した主な業務の内容、実務経験、業績及び達成事項を含む。)
- ④ 高年齢離職予定者が有する資格、免許及び受講した講習
- ⑤ 高年齢離職予定者が有する技能、知識その他職業能力に関する事項
- ⑥ 職務の経歴等を明らかにする書面を作成するに当たって参考となる事項及びその他の再就職に関する事項
- ⑦ 事業主が講ずる再就職援助の措置

再就職支援アドバイザーがお手伝いをします

再就職支援アドバイザーをご活用ください!!

「求職活動支援書の作成の仕方が分からない・・・。」

「従業員に対する再就職援助措置の方法に困っている・・・。」



私たちが応援します

などとお困りの際には、再就職支援アドバイザーをご活用ください。

アドバイザーは、三重県経営者協会地域団塊世代雇用支援事業に配置され、公共職業安定所と連携の下、求職活動支援書の作成や再就職援助措置の実施方法等に関する専門的、技術的なアドバイスをしています。

再就職支援アドバイザーによるサポート

① 求職活動支援書作成サポート

求職活動支援書の作成方法について、具体的に説明させていただき、作成のお手伝いをします。また、アドバイザーが事業主と離職予定者双方の希望をお伺いして作成することもできます。

② 再就職援助メニューの提供

再就職援助措置とはどのようなものを体系的に説明させていただき、再就職支援メニューの提供をいたします。

③ 実施プランのコーディネート

再就職支援メニューの組み合わせによる事業主にあった実施プランを作成し、ご提案させていただきます。

④ 援助措置の実施サポート

ご提案させて頂いた実施プランに基づいて、実際に再就職援助措置を実施する事業主をサポートしていきます。

離職予定者への支援もいたします

中高年の離職予定者が発生した場合は、再就職援助措置の一環として、三重県経営者協会に設置している地域団塊世代雇用支援事業で実施しているキャリアカウンセリング、セミナー、新分野チャレンジ交流会に参加するよう、離職予定者の方へ積極的に勧奨していただきますようお願いいたします（無料）。

相談された方の声

これまで、リストラを含めた会社都合による退職者がいましたが、何も援助してやれず、とても気まずい思いでした。しかし、この制度を知り、少しでも退職者の身になって役立つ事があれば…と感じました。

(事業主 Aさん)



高齢者雇用安定法の改正については何も知らない状況でした。今後、法制度に沿った取り組みを弊社内でも進めていきたいと思えます。

(工場長 Cさん)

わが社では当面、退職予定者はいませんが、近い将来、直面する課題であり、内容をよく理解・検討して取り組んでいき、セミナー等を有効に活用していきたいと思えます。

(事業主 Dさん)



求職活動支援書の記載方法については、具体的な記載イメージ等を用いて説明していただき、内容を良く理解することができました。

(人事担当者 Eさん)

相談援助・情報提供・キャリアカウンセリングに係る費用は無料です

団塊世代の再就職を支援します!!

厚生労働省委託事業

地域団塊世代雇用支援事業

事業の概要

急速な少子高齢化の進行、約 670 万人の団塊世代が 60 歳代を迎えております。

経済社会の活力維持のためには、いくつになっても働ける雇用機会の確保が急務であります。事業主のみなさまに義務づけられた高年齢者雇用確保措置における継続雇用の対象基準を満たさないことから離職を余儀なくされた者を含む定年退職する求職者等、意欲と能力を有する地域の団塊世代への再就職支援を積極的に実施いたします。



事業の内容

- 1 求職活動支援書制度の普及・活用事業
- 2 再就職支援セミナー等の開催
- 3 就職面接会の開催、就職面接会における他事業との連携
- 4 新分野チャレンジ交流会の開催
- 5 キャリアカウンセラーによる相談・援助

関係機関等との連携

- 県内ハローワーク・産業雇用安定センター・シルバー人材センター連合会
- 三重県雇用開発協会・三重県等と連携を進めます

三重県経営者協会 「地域団塊世代雇用支援事業」

〒514-8691

津市丸之内養正町4-1 (森永三重ビル3階)

TEL: (059) 228-3557、3679番

FAX: (059) 228-3710、3575番

ホームページ <http://miekeikyo.jp/>

E-mail info@miekeikyo.jp

